

インカレSPUに関する細則

第1条 目的

1. 日本学生オリエンテーリング選手権大会（以下「インカレ」）を将来にわたって持続可能な形で開催していくため、日本学生オリエンテーリング連盟（以下「日本学連」）理事会は、テレインコントロール及び実行委員会の組織について中長期的な計画を策定する。

第2条 インカレSPUの設置

1. インカレの中長期的な開催計画を主導的に立案し、理事会に提案する組織として、日本学生オリエンテーリング選手権大会サステナビリティ・プランニング・ユニット（以下「インカレSPU」）を、日本学連の常設委員会として設置する。

第3条 インカレSPUの人事

1. インカレSPUは、主にインカレの継続開催を願う有志によって構成され、日本学連副会長及びインカレ担当理事がアドバイザーを務める。また、年度毎にアドバイザーを除くメンバーから座長（1名）を合議によって選出する。
2. インカレSPUは、その人事について幹事会に報告しなければならない。
3. インカレSPUの、アドバイザーを除くメンバーの定数及び任期は、次の各号の通りとする。ただし任期終了後の再任は妨げない。
 - (1) 定数：最小4名、最大8名
 - (2) 任期：最短2年、最長4年
4. やむを得ない理由により、前項に定める任期の途中でインカレSPUのメンバーが離脱した場合、インカレSPUは速やかに同数のメンバーを再選任し、幹事会に報告しなければならない。

第4条 秘密保持

1. インカレSPUのメンバーは、業務上知り得た秘密を外部に漏洩してはならない。

第5条 インカレSPUの業務要件

1. インカレSPUは、概ね4か年先までのインカレ開催計画を立案し、各年度末を目安としてこれを理事会に提案しなければならない。
2. 前項に定めるインカレ開催計画は、当該インカレの1年前の時点で次の各号が概ね達成されることを目途に遂行されなければならない。また、インカレSPUはこの開催計画に基づき、当該インカレの運営組織が実働状態に達するまで指導監督しなければならない。
 - (1) 会場とテレインについて
 - i. 少なくともフィニッシュを設置できるような用地を会場として仮予約できていること
 - ii. テレイン特性がインカレに相応しいこと
 - (2) 実行委員会の組織について
 - i. 実行委員会の発起人として少なくとも1名を確保できていること
 - ii. インカレSPUの補佐の下、発起人が主要役員の選任に着手していること
 - (3) 大会関係者との合意形成について
 - i. 開催地のオリエンテーリング組織（都道府県協会、地域クラブ等）から開催の合意が得られていること
 - ii. テレインとなる土地の所有者または管理者から開催の許可が得られる見込みがあること
 - iii. 作成した地図の知的財産権の処分方法について、関係者間の合意が形成できていること

第6条 テレインの使用制限

1. 中長期的にインカレに用いるテレインを確保し、またインカレの競技上の公正性を保つため、インカレSPUは既成地図の存在するテレインのクローズ（原則として立入禁止）を理事会に提言できる。なお、クローズの措置は当該インカレの参加予定者を対象とする。
2. クローズテレインの指定及び指定解除は、インカレSPUの提言を受けて理事会がこれを決定する。
3. クローズテレインの指定期間は、当該インカレの開催予定時期から遡って最短2年、最長3年とする。

第7条 外部団体との調整

1. インカレSPUはインカレ開催計画を立案するにあたり、その計画が外部団体の主催による公益性の高い競技会と相互に競合していないことを確認しなければならない。また、競合を認めた場合にはオリエンテERING界の全体利益を念頭に、当該団体と誠実に交渉、調整しなければならない。

第8条 改正

1. 本規則の改正は、幹事会の議決による。

第9条 施行

1. 本規則は2021年12月06日より施行する。

2021年12月 5日 制定